わが社の知財活動

日 産 自 動 車 株 式 会 社

1. 会社の概要

(1) 会社名:日産自動車株式会社

(2) 所属部会:関東金属機械部会第1分科会

(3) 業 種:輸送用機械

(4) 資本金:605,813百万円

従業員数:31.389名(2004年3月末現在)

(5) 営業品目:自動車、フォークリフト、船

舶の製造,販売及び関連事業

(6) ビジョン&ミッション

・ビジョン

日産:人々の生活を豊かに

・ミッション

わたくしたち日産は、独自性に溢れ、革新的なクルマやサービスを創造し、その目に見える優れた価値を、全てのステークホルダーに提供します。それらはルノーとの提携のもとに行っていきます。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

技術開発部門の中に人事・経理・資産を統括 するリソースマネジメント本部があり、その中 に知的財産部が属している。また、本社機構に 知的資産統括室があり、ノウハウ等も含めた知 的資産のマネージメントを行っている。

(2) 構成及び人員

知的財産部は、本社(東京都中央区銀座)、 テクニカルセンター(神奈川県厚木市)、総合 研究所(神奈川県横須賀市)の3地区に分散し ており、本社地区では主に、知的財産に関する 契約、商標、商品化権、テクニカルセンターと



本社社屋

総合研究所の各地区では、特許出願~権利化、 調査を行っている。人員は知的財産部全体で現 在百余名である。また知的資産統括室は本社地 区にあり、人員は十数名である。

また、米国には日産テクニカルセンター・ノースアメリカ社と、日産テクニカルセンター・ノースアメリカ社のワシントンDC駐在所とに知的財産部員を派遣し、現地で特許活動を行っている。

中国では、北京の中国事務所に駐在員を派遣 し、主に模造品対策を行っており、さらに、当 社と東風汽車との合弁会社にも知的財産部員を 派遣している。

(3) 沿 革

1967(昭和42)年12月 『特許室』発足 本社一般管理部門 1974(昭和49)年2月 『特許部』に組織変更 1984(昭和59)年7月 『特許ライセンス部』に名称変更 1992(平成4)年1月

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

『知的財産部』に名称変更 技術開発部門に 編入

2004(平成16)年4月『知的資産統括室』を新設

3. 知財活動の概要

(1) 特許出願活動

当社ではここ数年、出願件数を増やす活動を 行ってきた結果、暦年の出願件数が1999年、 2000年の1.800件台を底に、2001年には2.300件 台、2002年には3.000件台、2003年には4.000件 台へと着実に増加させることができた。これで 概ね, 開発規模に見合った件数規模を確保でき るようになったと考えており、今年度からは活 動の重点を質との両立に移行し、重要発明の件 数を開発部門の目標値に掲げて活動している。 また、質の向上については既に2002年度から、 開発戦略上, 重要な開発テーマについて, 重点 支援活動として知的財産部員が開発部署に入り 込み、特許マップシステムや抄録マップ等を使 って、その技術領域における自他社の特許出願 動向を分析し、出願戦略を立てた上で、東で網 羅的に出願し、戦略的な特許網を形成できるよ うに努めている。

(2) 特許の権利化、活用

特許の目的は、自社技術の保護、クロスライセンスによる優れた他社技術の導入、他社へのライセンスによるロイヤリティ収入の獲得、等が挙げられるが、いずれにしても出願しただけでは達成できず、目的に応じた活用を念頭に置き、他社製品を十分に意識して権利化していくことが重要と考えている。中間段階では、他社製品を見て特許請求の範囲を見直す等、ブラッシュアップする活動を推進している。また、他社へのライセンスを増やし、実ライセンス収入を増やすためには、他社による自社特許の侵害を発見する活動も重要と考え、技術分野毎の保有権利の棚卸を行い、持ち玉の蓄積に努めると

共に、開発部署が他社の製品を調査する際に、 自社特許を侵害しているものを簡単に探すこと ができるよう、権利のポイントを判りやすく表 現した早見表を作成して活用している。

さらに、事業展開への特許の活用の観点からすると、上記活動だけでは十分でなく、お客様に良い製品やサービスを提供するために、事業化に必要な他社の技術を有利に導入できるようにしなければならないと考えている。そのためには相手方が欲しがる特許ポートフォリオを保有して、持っているもの同士が事業化に必要な技術を互いに利用しあえるようにしておくことが必須である。今後、国内はもとより、米国、中国、欧州を中心とした海外での事業展開に有効な特許ポートフォリオの戦略的構築に取り組んでいきたいと考えており、海外拠点と連携して推進していくことにしている。

(3) 社内知的財産教育

当社では以前から研究・開発者への特許教育を行っていたが、2003年度に全面的に内容を見直した。まず、層別・対象別に必要な能力(コンピテンシー)を明確にすると共に、社内の有識者ヒヤリングや他社知的財産教育のベンチマークを行い、一方通行的・知識偏重ではなく態度・行動変容を重視したものとした。若手~中堅層向けの講座は、日々の研究開発から生まれた発明を、自らが行動し、資産価値の高い特許に結実する意識と能力を有する人材を育成することを目的とし、中堅層以上向けの講座は、技術契約、特許調査など、研究開発のフェーズ毎に何をやらなければいけないかを身に付けてもらうことを目的として、グループ討議や演習を盛り込んだ内容としている。

今後,常にコンテンツを見直していく体制を 整えると共に,研修効果を計るシステムの導入 を検討している。

(原稿受領日 2004年11月29日)